

別表第四

身分証明書の様式
用紙は厚質白紙とし、寸法は日本産業規格B8とする。

表 面

第	号		
国有財産法第28条の5の規定による身分証明書			
<table border="1"><tr><td>写 真</td></tr><tr><td>印 又は 刻 印</td></tr></table>		写 真	印 又は 刻 印
写 真			
印 又は 刻 印			
所属部局 官職 氏名 生年月日			
交付年月日 有効期間			
各省各庁の長 又は部局等の長			
<table border="1"><tr><td>印</td></tr></table>		印	
印			

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）抄

（信託に係る実地監査等）

第二十八条の五 各省各庁の長は、第二十八条の二第一項の規定により土地を信託した場合には、当該土地に係る信託事務の処理を適正に行うため、政令で定めるところにより、その信託の受託者に対し、信託事務の処理状況に関する資料若しくは報告を求め、又は必要があると認めるときは、当該職員に実地監査をさせ、信託事務の処理について必要な指示をすることができる。

国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）抄
（信託に係る実地監査等）

第十六条の六 略

- 2 法第二十八条の五の規定により当該職員が実地監査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。
- 3 前項の証明書の様式は、財務大臣が定める。
- 4 略